

【審査報告書の概要】

審査請求は、対象議員が「佐渡市議会議員政治倫理条例（以下、「政治倫理条例」という。）第4条で規定する団体の代表者及びその職を代理するものに就任すべきでない団体、組織等」において定めている佐渡農業協同組合経営管理委員会副会長に就任していることに対する疑義についての調査を求めたものである。調査結果として審査会は、佐渡農業協同組合の経営管理委員会副会長に就任していることは、条例違反であると判断した。

佐渡農業協同組合経営管理委員会は当該団体の業務執行上の基本方針・重要事項を決定する立場であり、理事会の上位機関に位置づけられている。系統上部団体に対して組織を代表する立場であることも確認された。また、日常的な業務執行に当たる代表理事・理事を選任する権限を有していることも確認した。

佐渡農業協同組合は市内農業団体の中核的組織であり、農業振興に関わる多くの事業を佐渡市と共に推進していることは明白であるので、政治倫理条例に違反していると結論付けた。

なお、審査会委員の意見は次のとおりである。

政治倫理条例第4条に抵触するか否かについて、抵触するとした意見の委員6名、抵触しないとした意見の委員1名で、措置を講じる場合は、文書による厳重注意とする意見の委員6名、措置を講じないとする意見の委員1名であった。

【講じる措置】

この審査報告に基づき、佐渡市議会議長は文書による措置を講じた。